

7 医第 613 号
令和 8 年(2026 年) 3 月 30 日

保健福祉事務所長 様
中核市保健所長 様

健康福祉部長
(公印省略)

「病院又は診療所における診療用放射線の取扱いについて」の一部改正
について (通知)

このことについて、別添のとおり厚生労働省から通知がありました。

主な内容は、病院又は診療所における診療用放射線の取扱いのうち、他の医療機関で調製された PET 製剤の医療法上の取扱いについて整理がなされ、他の医療機関で調製された PET 製剤の検査薬の使用に当たり留意すべき事項に係る記載の通知改正があった旨、周知するものです。

ついては、内容について御承知おきいただくとともに、貴管下医療機関及び関係団体への周知をお願いします。

なお、一般社団法人長野県医師会へは別添のとおり通知しました。

(問合せ先)

担 当：医療政策課企画管理係 宮坂
電 話：026-235-7145 (直通)
026-232-0111 (代表) 内線 2681
E-mail：kikaku-kanri@pref.nagano.lg.jp